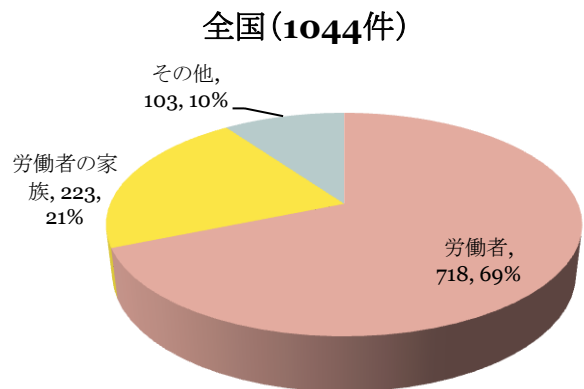
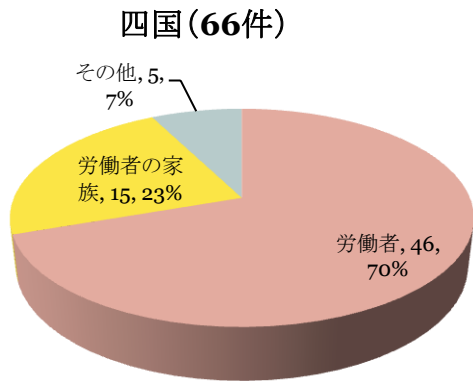


1 相談総件数

四国 66件 (全国合計 1,044件)

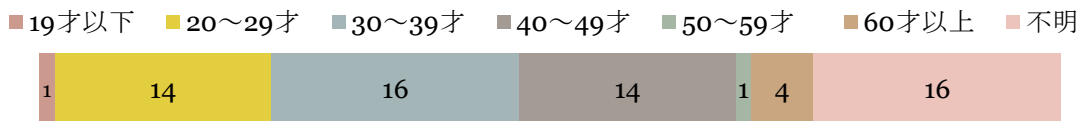
2 相談者の属性

労働者 46件(70%)、労働者の家族15件(23%)、その他5(7%)

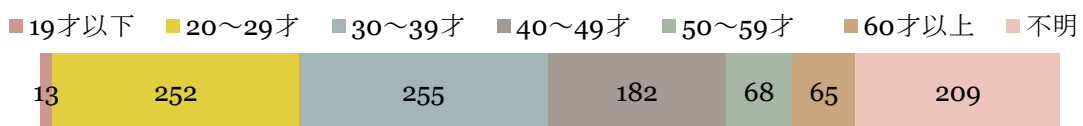


3 相談の対象となった労働者の年齢

四国(66件)



全国(1044件)



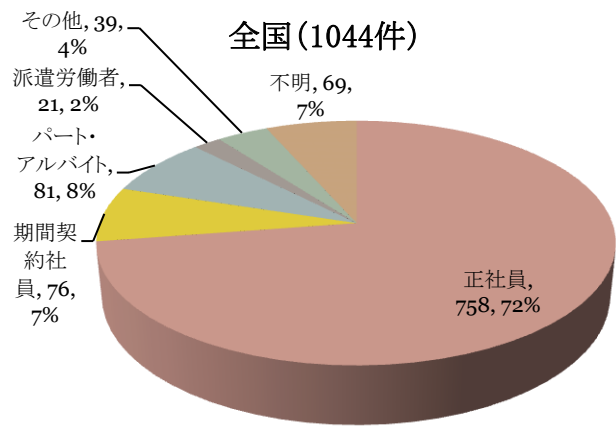
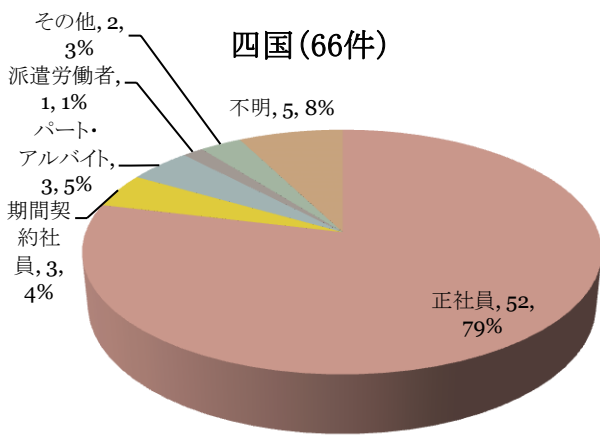
4 相談の対象となった労働者が勤務する事業場の業種(トップ3)

製造業 15件(22.7%)、商業 13件(19.7%)、運輸交通業 8件(12.1%)

※ 全国値

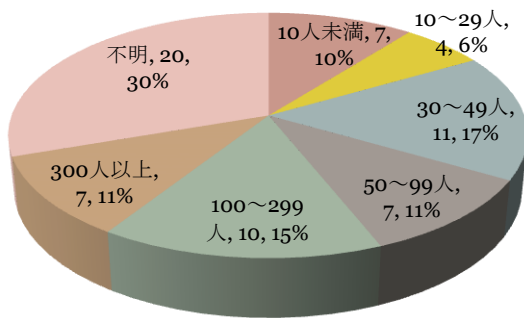
製造業 213件(20.4%)、商業 208件(19.9%)、接客娯楽業 96件(9.2%)

## 5 相談の対象となった労働者の雇用形態

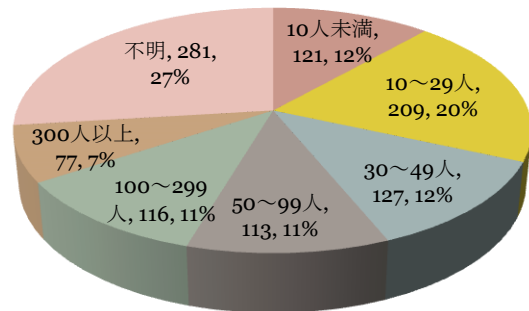


## 6 相談の対象となった労働者の勤務する事業場の規模

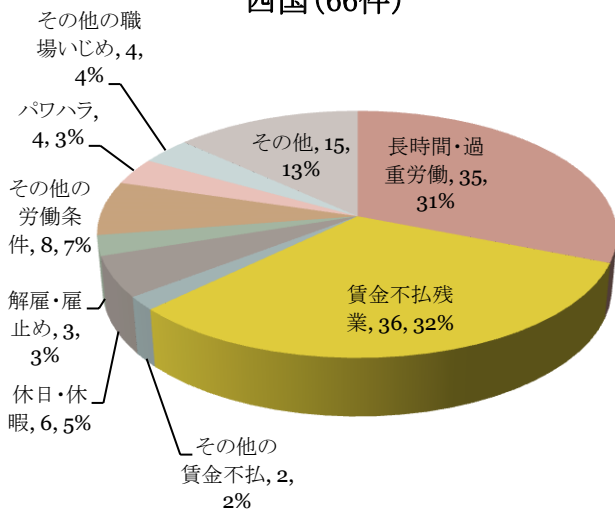
四国 (66件)



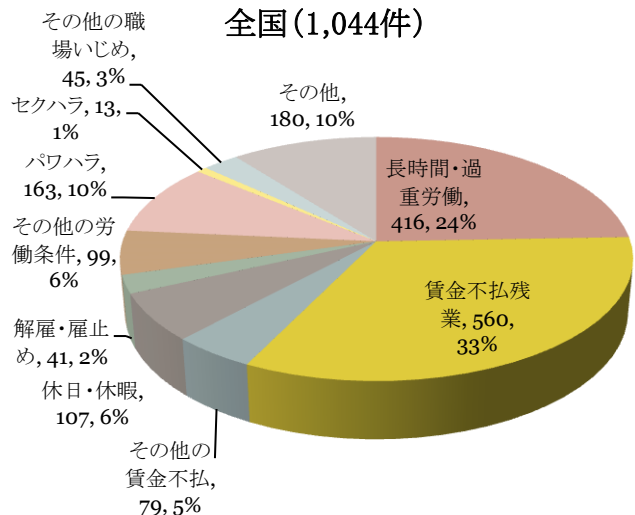
全国 (1044件)



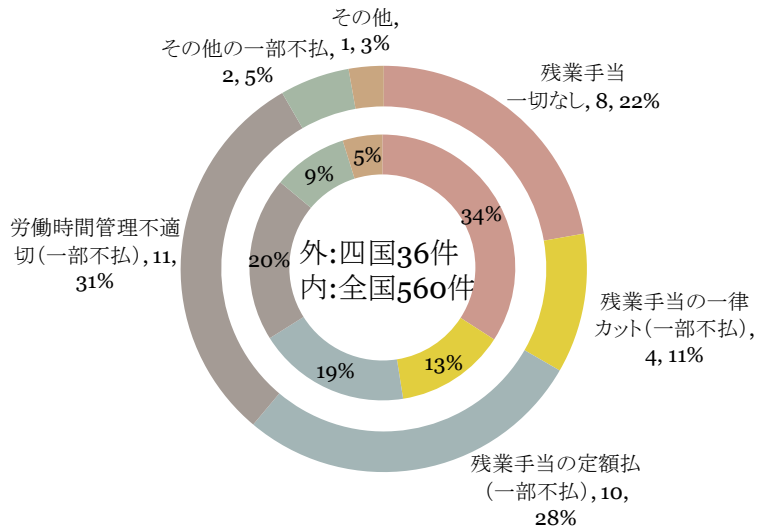
四国 (66件)



全国 (1,044件)



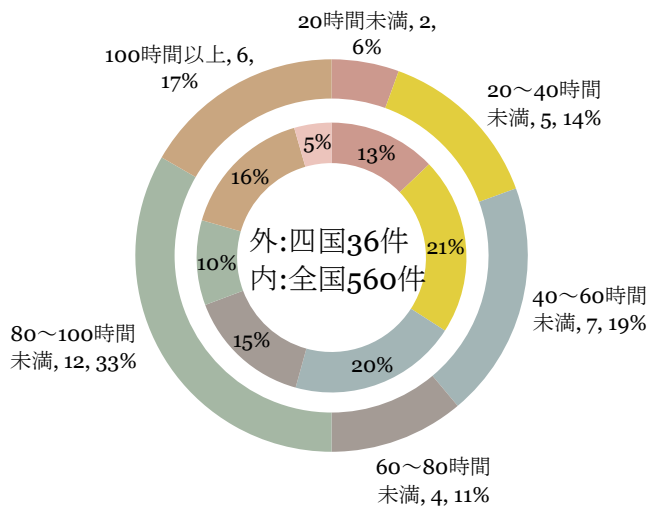
## 賃金不払残業の態様



※ 賃金不払残業の相談(四国36件、全国560件)の内訳

四国では「残業手当一切なし」が全体の2割強であった。

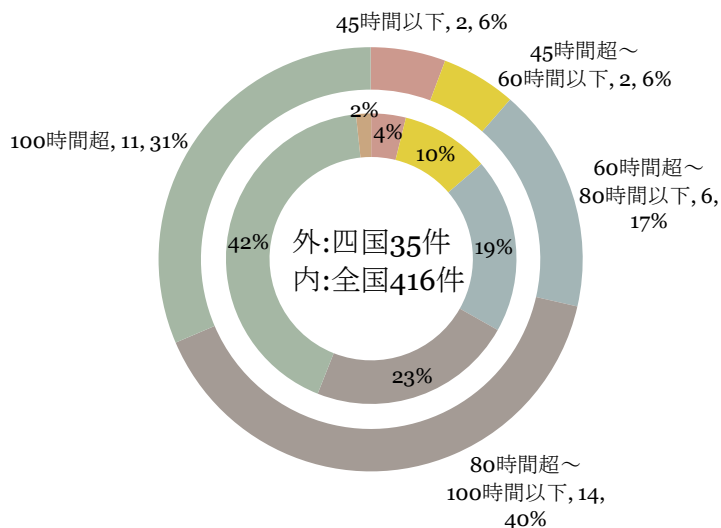
## 残業手当が不払いとなっている時間外労働時間



※ 賃金不払残業の相談(四国36件、全国560件)の内訳

四国では「80時間以上」で全体の半数を占めた。

## 1か月の総時間外労働時間



※ 長時間・過重労働の相談(四国35件、全国416件)の内訳

四国では「80時間以上」で全体の70%以上を占めた。

## 8 相談事例

### 事例1

(20歳代、男性、労働者本人)

大学卒業して即入社し現在2年目になる男性。建築物などの設計業務として入社したのだが、会社の組織改編があり、しばらくの間、会社の系列である飲食店で販売と接客の業務に従事している。

勤務の実態として、週休2日は確保されているのだが、1日の拘束時間はほぼ15時間程度であり、客商売であるため、この間、休憩は一切とれない状態である。ここ数日は、家に帰ると疲れて眠るだけの生活がつづいている。

給料は月給制であり、月々基本給10万円と各種手当で構成されており、総支給額は約18万円程度になっている。明細上の時間外労働手当は2万円と記載されている。

会社にそれとなく改善を申し出ているが、「がんばれ」と言われるのみであり、なかなか実態は改善されない。自分と同じ立場の先輩もほぼ同様の勤務状況である。今は何とか体調を崩さずやっているが、このような状況がずっと続くとなる困るし、将来の展望が見えず不安である。

### 事例2

(30歳代、女性、労働者の家族)

実家(四国)を出て遠方(関東地方)で働く30歳代の息子のことで相談。

大学卒業して全国展開するソフトウェア会社に就職した。職場ではタイムカードなどは一切なく、労働時間がしっかりと管理、把握されていないようである。このためか、毎月100時間程度の時間外労働を行っているのだが、それに対応した時間外労働手当は一部しか支払われていない模様(給料明細上は手当があるのだが、実際に働いている時間と計算が合わない)。

目の疲れや握力などに影響がでているようであり、慢性的な身体疲労がたまっている。同僚の一部は体調を崩して退職したそうである。大きな会社であり、毎年多くの新人社員が入社してくるのだが、厳しい勤務条件であるためか辞める人もかなり多い。

労働組合はない会社であり、不満や改善を申し立てると「辞めろ」とは言わないが、文句を言うなら辞めればよいといった感じが組織全体に根付いているようである。

労働者本人ではなく親の立場での相談であり、就労先も関東地方であるが、労働基準監督署の指導を求めることは可能か。

### 事例3

(30歳代、男性、労働者本人)

以前に勤務していた会社についての相談。現在も勤務している同僚に聞くと今も変わっていない。

会社は営業成績をあげるため、多くの目標を設定している。その目標を達成するために、結果的にかなり厳しい勤務状況となっている。

就業規則はあるようだが、かなり古い物のようで実際にはあまり活用されていない。会社には出勤簿があるが出勤したら押印するだけのもので、始業・終業の時刻を記録したものはない。自分が記憶している限り、始業時間は9時であるが、終業時間は21時から22時までであり、毎日のように残業があった。場合によっては休日出勤もあった。休日がとれたのは月に2日くらいか。同僚が職場でケガをしたこともあったが労災の対象となったかどうか分からない。